

## 第 26 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

### 開催記録

#### 1 開催概要

- 日 時：令和 5 年 1 月 11 日（水）10:00 ~ 12:00
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール 5A
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・ 谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	・ 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・ 古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授）
オブザーバー	・ 文化庁文化財第二課 史跡部門 ・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・ 港区街づくり支援部 ・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・ 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・ 鉄道博物館 学芸部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	・ パシフィックコンサルタンツ株式会社

#### ■ 当日配布資料

##### 全体会

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 24 回委員会議事録案
- ・ 資料 2：調査方針の改定について

## 2 議事要旨

---

### 2.1 全体会

#### (1) 開会

- 第26回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(事務局)

#### (2) 第24回委員会(12/7)の議事録確認

- 修正指摘無し。(委員一同)

#### (3) 調査方針の改定について

- 資料2の説明。(委員長)

- 項目1の1点目にイコモスの評価等を踏まえて「国際的に評価されている」と加筆する方がよい。(老川委員)

- 旧品川停車場跡の追記箇所③について品川宿を加筆する方がよい。(老川委員)  
← 「東海道・品川宿及びハツ山」とした方がよいと思う。(委員長)

- 全体的に「新橋・横浜間」か「新橋～横浜」か、統一したほうがよい。(老川委員)

- 旧品川停車場跡の追記箇所④の「復元」を「把握」と変更できないか?(京急)

- ← 考古学において、復元とは発掘調査のデータに基づいて過去の有り様を推定するという意味であり、今回の議事録にその旨を残せばよいと思うがどうか。(委員長)

- 了解した。(京急)

- 項目1の追記箇所について、旧品川停車場跡に関しては本芝からハツ山下に至る部分と一体であるという理解で整理されているが、我々は築堤と停車場は違うものと理解しているため考え方を伺いたい。(JR)

- ← 本芝からハツ山下までが築堤の範囲であるという考え方について、委員会として同意しており、切り分けると矛盾する。(委員長)

- ← 旧品川停車場は拡張していくものであり、その中で築堤部分はどこに当たるのかという話にもなる。一体的にとらえることが正しい理解になる。(委員長)

- 項目1は旧品川停車場という記載に対し、項目2以降は旧品川停車場跡と記載されている。前者は遺構の状態が不明であるのに対して、後者は遺構がある前提で跡を用いていると理解するが、言葉の使い分け方を伺いたい。(JR)

- ← 跡が付いていないのは、遺構として連続的に確認できる段階ではないためである。品川停車場本体が重要であるというのは歴史的な事実かと思うが、全体が検出されていない状況である。その認識は正しい。(委員長)

- まとまっていない段階での表現であるとすると、文化財的な価値という点で、同列

の高輪築堤跡とは異なるのではないか。(JR)

← 保存措置に関する方針をここで定めているのではない。まずは歴史的に重要な場所であるということを、今後の調査方針の背景として記しているものである。(委員長)

•項目 2 の調査対象について長さ 1.3km は 1~6 街区を指すと認識する。これ以南の隣接地区には品川駅構内も含まれることになるが、現時点では石垣や群杭の確認は不透明ではないかと思う。(JR)

← 1~4 街区が 1.3km と認識しており、誤りであれば修正したい。表現は「5、6 街区及び以南」という説明になる。(委員長)

•項目 6 の調査について文献調査等が記載されており、項目 8 は現地調査の方針と認識する。老川委員の指摘について、項目 8 の部分にも文献等の調査の内容を記載することに少し違和感がある。(JR)

← 項目 6 は考古学的な調査に限定せず、調査の流れや調査方針の内容の全てに係る課題を包括している項目であり、項目 8 はその課題に応じた方針を記載している。老川委員の指摘は、旧品川停車場跡について、まだ調査が十分に行われていないために品川宿の文献調査も必要という指摘である。品川宿も発掘するという意図ではない。(委員長)

•事業者が調査費を負担する内容でもある。あくまでも高輪築堤跡の価値の理解に関するものについて、丁寧に進めていきたい。(JR)

← いたずらに調査範囲を拡大するものではない。(委員長)

→ 誤解のないよう議事録等で確認しながら進めたい。(JR)

•老川委員の指摘を反映するとともに、議論した内容に対して意見がなければ了承ということとする。(委員長)

#### (4) その他

<全体会・部会①・部会②終了後>

•文化財行政から総括の意見をもらう。(委員長)

← 連立事業の発掘調査については、文化庁もできることを協力したいと思っているので引き続きお願いする。(文化庁)

← 新たな知見が続々と出てきた。調査方法を含めて整理について港区と調整して進めていきたい。(東京都)

← 情報共有が図れて有意義だった。今後も関係者と調整しながら進めたい。現場に携わる方々には安全第一でお願いしたい。(港区)

#### (5) 閉会

•本日はこれで閉会とする。(事務局)

### 3 議事録

---

#### 3.1 全体会

##### (1) 開会

(事務局) 第 26 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。

- ・ オンライン・サテライトの説明
- ・ 配布資料の確認
- ・ 進行の確認

(事務局) 進行を委員長にお願いする。

##### (2) 第 24 回委員会 (12/7) の議事録確認

(委員長) 前回の全体会の議事録について修正等の指摘はあるか。

(委員長) 何か修正があれば本委員会が終了するまでに指摘していただきたい。  
なければこれで議事録を確定する。

##### (3) 調査の方針の改定について

(委員長) 資料 2 を説明。改訂の「訂」の字について、規約の変更ではなく、一つの方針を定めたものの増補改訂版というような理解をしていただきたい。資料中の下線部が新たに追加した箇所となる。調査対象の波除けという言葉を変えて群杭という言葉とした。

(老川委員) 全体としては賛成だが項目 1 の 1 点目について、イコモスの評価などもあるので、国際的に評価されているという文言を加えた方がよいと考える。また、項目 8 の旧品川停車場跡の箇所の③について、品川宿を観点として加えた方がよい。また「新橋・横浜」か「新橋～横浜」か、統一したほうがよい。

(委員長) 指摘の 1 点目、国際的に注目されているという文言を加えるということについて、2021 年の時点では必ずしもそうではなかったが、この間に我々も見聞きしているという事実があるので、これを加えてはどうかという意見。2 点目について、「東海道・品川宿及びハツ山」とする指摘であったがいずれもその方がよいと思う。

(京急) 旧品川停車場跡について、④でハツ山付近の旧地形の復元という言葉がある。復元という言葉を把握という表現に変更できないか。

(委員長) 考古学において、復元とは発掘調査のデータに基づいて過去の有り様を推定するという意味である。そのような意味であることを議事録に残せばよいと思うがどうか。

(京急) 了解した。

- (事務局) 項目 1 の追記箇所について、旧品川停車場に関しては本芝からハツ山下に至る部分が一体であるという理解のもとで整理されて、このような記載になっているかと思う。我々は、大枠で考えると、築堤と停車場は違うものと理解している。考え方を伺いたい。
- (委員長) 本芝からハツ山下までが築堤の範囲であるという考え方について、委員会としては同意しており、ここで切り分けると矛盾するのではないか。
- (事務局) 第三者が見てもわかるような形で整理できればよい。
- (委員長) 旧品川停車場は拡張していく。その中で築堤部分はどこにあたるのかという話になる。一体的にとらえるのが正しいという理解になる。問題はないか。
- (JR) 項目 1 には旧品川停車場との記載で、項目 2 以降は旧品川停車場跡との記載になっているが、これは意図的に書き分けているのだと思う。遺構がある前提で跡という表現を使われていると理解している。前者は遺構の状態がわからないので、あくまでも歴史的な事実としての意味であり、後者は遺構がある前提で跡を用いていると理解するが、言葉の使い分け方を伺いたい。
- (委員長) まず、注釈部、横仕切堤についての加筆部分についての説明を加える。横仕切堤は、第 7 だけではなく第 8 もあるので加えている。項目 1 の旧品川停車場には跡を付けていない。跡を付けていないのは、遺構として連続的に確認できる段階ではないためである。品川停車場本体が重要である、というのは歴史的な事実かと思う、しかしながら跡をつけると、全体が検出されていない状況のため、跡とはどれなのかという議論になる。そういう意味で JR の認識は正しい。
- (JR) そうであるならば、調査の方針の文化財的な価値について、他の場所とは違って検出や確認がされていない、つまりまとまっていない段階のため、歴史的なポジショニングとしての表現であるとすると、同列の高輪築堤跡とは意味合いが異なるのではないかと思う。
- (委員長) 旧品川停車場の遺構の一部が検出され、調査成果も上がりつつある。まずは歴史的に重要な場所であることを、記載している。保存措置に関する方針をここで定めているのではない。あくまでも今後の調査方針の背景を記しているものである。
- (JR) 項目 2 の調査対象について、長さ 1.3km というのは、1~6 街区部分を示すと認識している。これ以南の隣接地区には品川駅構内も含まれることになるが、現時点では築堤本体、石垣や群杭がどこにあるのか確認は不透明ではないかと思う。
- (委員長) 1.3km は当初から記載していると思う。
- (JR) 1~4 街区は 900m 程度となる。
- (委員長) 1~4 街区が 1.3km と認識していた。長さの認識に誤りであれば、修

正したい。それ以南の隣接地区とは、「5・6 街区及び以南」という説明になる。

(JR) 承知した。文言は事務方で調整する。

(JR) 項目 6 の調査について現地での調査以外に文献調査等が記載されており、項目 8 については現場の調査の方針を記載しているとの認識している。老川委員の指摘について、項目 8 の部分に文献等の調査の内容を記載することに少し違和感がある。

(委員長) 項目 6 については考古学的な調査に限定せず、その後の調査の流れや調査方針の内容全てに係る課題を包括的に示す項目としている。項目 8 はその課題に応じた方針を記載している。老川委員の指摘は、旧品川停車場跡はまだ調査が十分に行われていないこともあり、品川宿の文献調査も必要だという指摘をしている。③、④というのは品川宿も発掘するという意図ではない。文献資料の調査が基本である一方、品川宿から出てきたゴミ等が、旧品川停車場の埋め立てに含まれているという可能性は、全く無いとは言い切れず、考古学的に無縁であるとは言いにくい。

(JR) 事業者が調査費を負担するという内容でもあり、あくまでも高輪築堤跡の価値の理解に関するものについて、丁寧に取り組んでいきたい。引き続き内容を確認、調整しながら進めたい。

(委員長) いたずらに調査範囲を拡大するものではない。

(JR) 誤解のないように議事録等で確認しながら進めたい。

(委員長) 老川委員の指摘を反映するとともに、その後のやり取りの部分は、特に意見がなければ了承いただいたこととする。

#### (4) その他

(委員長) 他に何か意見があるか。

(委員長) なければ、全体会を終了し、部会①に進める。

<全体会・部会①・部会②終了後>

(委員長) 文化財行政から総括の意見をもらう。

(文化庁) 連立事業の発掘調査については、文化庁もできることを協力したいと思っているので引き続きお願ひする。

(東京都) 横仕切堤や品川停車場など新たな知見が続々と出てきた。調査方法を含めて整理については港区と調整して進めたい。

(港区) 情報共有が図れて有意義だった。今後も関係者と調整しながら進めていきたい。年末年始痛ましい事故の報道もあった、現場に携わる方々は安全第一をお願いしたい。

## (5) 閉会

(委員長) これで終了する。

(事務局) 本日はお忙しい中貴重なご意見をありがとうございました。閉会とす  
る。

以上